事例から学ぶ

# 相談員のための

# トラブル対策

**NEWS** 

## 「身体拘束はしない」という施設方針で転倒事故が起きた!

### ■身体拘束を要求する家族

Mさん(男性・88歳)は要介護4で認知症が重度の利用者です。転倒して大腿骨を骨折し、入院中に脳梗塞を発症してリハビリができなくなり、歩行機能が戻らぬまま退院ということになりました。家族は居宅での介護を諦め、Mさんは特養に入所することになりました。

入所前に長男が「父は歩行できると思って車椅子から立ち上がって転倒する。病院では車椅子ベルトで立ち上がらないようにしていたので、特養でもベルトをして欲しい」と申し出がありました。相談員は「当施設では拘束しない介護方針ですので、ベルトで縛ることはできない」と説明しました。入所を断わられると困る家族は仕方なくベルトを外すことを了解しました。ところが、入所してたった1週間後にMさんは車椅子から立ち上がり転倒し、再び大腿骨を骨折して入院治療となりました。家族は「あなた方施設の方針で転倒させたのだから、施設の責任だ。治療費は全てそちらで払ってくれ」と話がありました。相談員は「入所時に家族が了解したのであり、家族で責任を持って欲しい」と回答し、大きなトラブルとなりました。

## 「介護保険法で禁止されている」と説明する

### ■身体拘束禁止は施設方針ではない

本事例の問題点は、家族に対して「当施設では身体拘束をしない介護方針」と説明していることです。病院で身体拘束をされた利用者の家族は「事故を防ぐためには拘束することも当然」という意識を持っていることがあります。病院の医師は「拘束しないで事故でも起こったら誰が責任を取るのか?」と考えている場合もあり、「事故を防ぐことが最優先、そのためには拘束も止むを得ない」という考え方を家族にも持たせてしまう事があるのです。

#### ■家族の意識を変えるのは難しい

このような意識の家族に対して「身体拘束をしないことが施設の方針」と説明すると、その方針は施設独自の方針と受け取られ、事故が起きた時「あなたたちの勝手な方針で事故が起きたのだから補償するのは当たり前」という主張になってしまいます。まず、身体拘束が法令で禁止されていて、介護保険指定事業所である特養は法令を遵守しなければならないことを伝え、身体拘束がなぜ本人のとってマイナスかをしっかり時間をかけて説明しなければなりません。2001年3月に厚生労働省が作成した「身体拘束ゼロへの手引き」には、身体拘束することで利用者に発生する弊害が詳しく載っています。この冊子を家族に手渡している施設もあります。



### ■ 転倒防止策もきちんと説明する

さて、次に法で禁止されているから身体拘束はできないと納得してもらっても、身体拘束をしないことで発生する転倒リスクに対して何の防止対策も講じないのでは家族に対して無責任な印象を与えます。 そこで、家族には「どのようなリスクに対して施設ではどのように対処するのか」を伝える必要があります。 ここで、注意すべきことは「お父様は徘徊中に転倒の危険がありますので、職員による見守りをできる限り 強化いたします」など、具体性のない説明は逆効果になることです。職員の見守りを強化しても事故は防 げませんし、逆に事故が起きた時「見守りを強化すると言ったのに、してもらえなかったから事故が起きた」 と主張されてしまいます。そのためには、具体的な事故防止策を説明し、「これらの防止策を全て実行して も100%事故を防ぐことは難しい」と説明しなければなりません。

#### 発行責任者

監修

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部 市場開発室 担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444 株式会社安全な介護 代表 山田 滋 担当課·支社 代理店